# 四 国 森 林 管 理 局　分 収 林 評 価 委 員 会
## 令和５年度（第２回）議事概要

１　日　　時　令和５年１０月３１日（火）１３時３０分～１５時００分

２　開催場所　四国森林管理局 ６階 会議室

３　出 席 者

委　　員　委員長
　　委　員２名　計３名

事 務 局　森林整備部長、森林整備課長、森林整備部企画官２名、
　　資源活用課課長補佐、収穫係、分収林係　　７名
　　愛 媛 森 林 管 理 署:森林技術指導官、主任森林整備官　　２名
　　四万十森林管理署:森林技術専門官、総括森林整備官、
　　主任森林整備官　　３名
　　嶺 北 森 林 管 理 署:総括事務管理官、森林技術指導官、
　　総括森林整備官　　３名
　　計１５名

４ 議事概要

四国森林管理局及び愛媛森林管理署、四万十森林管理署、嶺北森林管理署より、立木評価に係る事業費算出の考え方等、国による持分買受け価格の算定方法等について説明後、委員による審議の結果、適正に評価されていると判断されました。

≪審議で出された主な意見等≫

① 持ち分買受け金額について

委　員）今回の評価と５年前の評価に対して、持ち分買受け金額の減っている議案があるが、その理由は何か。

事務局）前回のヒノキの単価に比べてスギの単価が減少しているため、現地のヒノキとスギの割合が半々となっていること、更に燃料費の上昇など事業費も高くなっていることが、減少している理由と考える。

委　員）全議案を考えると、増減の原因としてはほとんどの議案がヒノキの山であるのに対して、減っている議案についてはスギの割合が約半分あることからスギの割合が多いほど収入の減少が大きいことと考えて良いか。

事務局）減少している議案以外は、約９割がヒノキの山であるため、確かに原因の一つと考えられる。

② 一般材の基準価格の補正率について

委　員）採材調査以外の一般的な材の基準価格も補正されているのか。
適用されていれば、どこに表記されているのか。

事務局）予定価格の算定において基準価格があって、その価格に対して補正率を掛け合わせて算出している。

委　員）評価するためにキーワードとなる補正率を明示されたい。

事務局）評価が難しいとのことであれば、次回以降に向けて公表できるか否かも含めた検討をさせていただきたい。

③ 買受け及び公売の考え方について

委　員）計画により伐採した上で、市場に出して売れなかった場合に持分買受を行うのではなく、先に希望を聞くのか。

事務局）主伐時期がくれば、立木のままで公売を行う。

委　員）今回の案件は林齢が７０年近いが、仮に売れずに１００、１２０年となった場合には伐採しなければならなくなるのではないか。

事務局）全てのオーナーが買受けすれば分収育林契約が終了するため、その後は国有林として通常の管理を行う。オーナーが残っている場合には何年経過すると伐採するというような取り決めはなく、延長し公売を続けることとなる。

④ その他

委　員）次回より、再評価の場合には、比較を容易にするため前回の本数や材積の数量を表示してもらうようお願いする。